

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	村田町公民館条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和41年条例第71号		
【基準】			
<p>第10条及び村田町公民館管理規則第6条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においてはその全部又は一部を返還することがある。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用することができないとき。 (2) 使用前に使用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 (3) 第7条第3号の規定により使用を停止し、又は許可を取り消したとき。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第6条 条例第12条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかった場合 10割 (2) 使用しようとする日前2日までに使用の取消しを申し出た場合 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第3号)により教育委員会に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日